別紙２

附属機関等の会議の概要

附属機関等の名称	埼玉県幸手保健所感染症診査協議会
所管担当課所名	埼玉県幸手保健所
担当名・電話番号	保健予防推進担当　０４８０－４２－１１０１
開催の日時	令和７年４月９日（水）１３：００～１３：３０
開催場所	埼玉県幸手保健所　ミーティング室
出席者	高杉知明、三島秀康、早川雅之、満木葉子、會田明美
議事の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１８条の規定による就業制限、第１９条の規定による応急入院、第２０条第１項の規定による本入院及び第２０条第４項の規定による入院期間の延長、並びに第３７条の２第１項規定による申請に基づく費用に関し必要な事項を審議 ・第１８条第１項の規定による就業制限　２名 ・第１９条の規定による応急入院　１名 ・第２０条第１項の規定による本入院　１名 ・第２０条第４項の規定による入院期間の延長　２名 ・感染症法第３７条の２　２名